

諮問実施機関：熊本県知事
諮問日：令和元年（2019年）11月14日（諮問第203号）
答申日：令和2年（2020年）11月27日（答申情第163号）
事案名：水俣病関係訴訟で熊本県が裁判所に提出した医師意見書について、同意書を作成した医師に当該訴訟の争点についての意見を求めた理由が分かる文書等の不開示決定（不存在）に関する件

答 申

第1 審議会の結論

熊本県知事（以下「実施機関」という。）が、水俣病関係訴訟で福岡高等裁判所（以下「福岡高裁」という。）に提出した医師意見書に関連する文書について、令和元年（2019年）8月8日に行った不存在による不開示決定は、妥当である。

第2 諮問に至る経過

- 1 令和元年（2019年）7月1日、審査請求人は、熊本県情報公開条例（平成12年熊本県条例第65号。以下「条例」という。）第5条の規定に基づき、実施機関に対し、以下の内容の開示請求を行った。

水俣病認定申請棄却処分取消等請求事件（〇〇訴訟）（以下「本件訴訟」という。）に関する控訴審において、熊本県は福岡高裁に中村政明医師（以下「中村医師」という。）が医師意見書として作成した「意見書」を提出した。当該意見書の冒頭には、「今回、熊本県から本訴訟での争点について意見を求められたため、神経内科専門医として、それに答える形で本意見書を作成することとした。」と記載されていた。

- ①熊本県は、中村医師に〇〇訴訟の争点についての意見をなぜ求めたのか。このことが分かる文書。（以下「本件請求文書①」という。）
 - ②①の意見は、熊本県と中村医師との間でどのように行われたものなのか。このことが分かる文書。（以下「本件請求文書②」という。）
 - ③意見書作成するに当たって、熊本県が中村医師に提供した情報（資料）のリスト。（以下「本件請求文書③」という。）
 - ④当該情報を提供したことが分かる文書。（以下「本件請求文書④」という。）
- 2 令和元年（2019年）8月8日、実施機関は、本件請求文書については、作成又は取得していないという理由から、不存在による不開示決定（以下「本件不開示決定」という。）を行った。
 - 3 令和元年（2019年）9月12日、審査請求人は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定に基づき、実施機関に対して本件不開示決定を不服とする審査請求を行った。
 - 4 令和元年（2019年）11月14日、実施機関は、この審査請求に対

する裁決を行うに当たり、条例第19条第1項の規定に基づき、熊本県情報公開・個人情報保護審議会（以下「審議会」という。）に諮問を行った。

第3 審査請求人の主張

1 審査請求の趣旨

本件不開示決定を取り消すとの裁決を求める。

2 審査請求の理由

審査請求の理由は、審査請求書等によれば、おおむね次のとおりである。

(1) 審査請求書

(ア) 熊本県が「意見書」の基礎として〇〇氏の病状等に関する情報を、中村医師に提供したのであれば、同県が本件訴訟の争点について意見を求めることは当然なことなので、実施機関が不存在として不開示とした経緯の記録等や中村医師との間での記録などは存在したはずなので、これを特定し、開示することを求める。

(イ) 他省庁から出向してきた医系技官が有する知見で作成された意見書試案では、中村医師は医師意見書としての「意見書」を作成することは難しく、それを可能にしたのは、熊本県が〇〇氏の病状等に関する情報を提供したことにあるのだから、当然、実施機関が不存在として不開示とした情報（資料）のリスト及び記録等は存在したはずなので、これを特定し、開示することを求める。

(2) 反論書

(ア) 平成28年7月15日付け内閣府情報公開・個人情報保護審査会答申（以下「平成28年7月内閣府答申」という。）によれば、実施機関が言う「意見書の作成に関しては、環境省が中村医師とやり取りを行っている。」とは、「意見書試案作成のためのメールないし電話で数回程度のやりとり」「特定個人A証人と特殊疾病対策室の担当者との間で文書表現の適正化等のためのやり取りがあった」というものであり、意見書試案に関しては「試案の内容は、医師が作成する意見書として一般に記載されるべきと考えられる事項を端的に列挙したものにすぎず」とされていた。しかも、意見書試案を作成した特殊疾病対策室の担当者は「他省庁から環境省に出向してきた医系技官」であり、当該試案の作成にあたっては「意見書試案の担当者が、医系技官として有する知見に基づいて作成したものであって、何らかの資料を参照して作成したものではない。」とされていた。このことから、何らかの資料さえも参照されずに作成された意見書試案では、中村医師は医師意見書としての「意見書」を作成することは不可能であり、このことを可能にできたのは、熊本県が〇〇氏の病状等に関する情報を提供したこと

によるものだから、当然、本件開示請求文書③及び④に関する文書は存在したはずなので、当該弁明は実施機関の情報隠しである。

- (イ) 「意見書」中で、中村医師は「熊本県によると裁判において、医療の専門性が必ずしも理解されない場合があり、医師であれば専門外の分野の疾病に関する診断であっても十分な信頼性があるかのような判断がなされることがある」と述べていた。特殊疾病対策室の担当者は、本件訴訟の争点に関する知識は皆無に等しいものだから、中村医師に裁判の判断を批判するような情報を示すことができたのは、熊本県が本件訴訟の当事者（被告）であったからなので、本件請求文書①及び②に関する文書は存在したはずなので、審査請求人は当該弁明には到底承服できないのである。
- (ウ) 平成28年3月28日付け熊本県情報公開審査会答申第120号において、実施機関は「意見書」に関する説明として、「意見書の作成については、環境省が担当している。」としていた。ところが平成28年3月11日付け内閣府情報公開・個人情報保護審査会答申（以下「平成28年3月内閣府答申」という。）においては、諮問庁（環境大臣）は「本件意見書は、特定個人A証人が作成したものであるから、『農家』と記載した根拠を含めて、本件意見書の根拠となる資料、事柄に関して環境省は承知しておらず」というものであった。環境省は「意見書」の根拠となる資料等に関して、「承知しておらず」とのことであれば、熊本県は中村医師に〇〇氏の病状等に関する情報を提供しているのである。だからこそ、実施機関が開示しないのは、熊本県にとって都合の悪いこと（〇〇氏の人権を侵害したもの）が記載されているからで、それを同機関は「県では請求に係る文書は、作成又は取得していないため。」との理由にしたものであり、これは紛れもなく情報公開審査会及び審査請求人を欺くためのものである。
- (エ) 平成30年2月9日付け総務省情報公開・個人情報保護審査会答申（以下「平成30年総務省答申」という。）において、諮問庁（環境大臣）は特殊疾病対策室の担当者が中村医師に「意見書」作成の依頼をしたことに関して、「特殊疾病対策室の担当者において、特定個人Aに対し、神経内科専門医という立場から本件意見書を作成してほしい旨の説明をした上で、特定県の担当者とともに、特定医師Aのところへ直接出向き、特定訴訟に関して現状報告を行い、本件意見書の作成について特定医師Aの承諾を得たものである。」という記載があった。審査請求人は、熊本県の担当者が特殊疾病対策室の担当者とともに中村医師のもとへ直接出向いたことが分かった。このことから熊本県は「意見書」作成にあたって間違いなく係っていたのだから、当該理由は虚偽のものにはほかない。

(オ) 以上のとおり、実施機関が行政文書の不存在を理由として不開示とした、この判断は「不当」であるので、審査請求人は本件不開示決定の取消しを求める。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関の説明の内容は、弁明書等によると次のとおりである。

請求に係る文書は、作成又は取得していない。なお、意見書の作成に関しては、環境省が中村医師とやり取りを行っている。

1 本件請求文書①及び②について

水俣病認定業務は地方自治法（昭和20年法律第67号）第2条の第一号法定受託事務であり、争訟の結果は当該業務の根拠法令の効力若しくはその解釈又は国の施策等、国の利害に影響を及ぼすことから、国の利害に関係のある訴訟についての法務大臣の権限等に関する法律（昭和22年法律第194号。以下「権限法」という。）第7条に基づいて、法務大臣に訴訟の実施を請求している。

権限法では、法務省と地方公共団体、さらには第一号法定受託事務に係る各大臣の所部の職員とが密接に連携、協力しつつ、事件を適正・円滑に処理することが望まれている（行政関係訴訟事務研究会編集「地方公共団体の訴訟事務の手引」ぎょうせい）。

また、水俣病認定業務は、公害健康被害の補償等に関する法律（昭和48年法律第111号。以下「公健法」という。）を根拠としており、環境省が当該法律を所管している。

このため、法務省の訴訟指揮のもと、水俣病の医学的知見や公健法の制度に関する部分は主に環境省が担当し、実務的な審査の内容などについては主に県が担当している。当該意見書は医学的な内容であることから、環境省が担当しており、県は中村医師と意見書作成に関するやり取りは行っていない。

2 本件請求文書③及び④について

当該情報は、環境省の担当者が中村医師に提供したという本件訴訟における証拠資料等の写しであると本県は推測している。本件訴訟の被告が熊本県であったことから、中村医師は「熊本県の」証拠資料等を受領したと受け止め、意見書に記載がある「熊本県から聞くところでは」、「熊本県から示された情報を経時的にまとめると」といった表現になったと考える。

本県から〇〇氏の情報を中村医師に提供した記録はない。

3 平成28年3月内閣府答申について

「本件意見書の根拠となる資料、事柄に関して環境省は承知しておらず、根拠資料は存在しない。」との記載があるが、その真偽については、

環境省内部に記録又は資料があるか否か、環境省の職員が承知しているかについての話で、本県の話ではなく、確認のしようがないため不明である。

第5 審議会の判断

当審議会は、審査請求人の主張内容及び実施機関の説明内容に基づき、本件不開示決定の妥当性について調査、審議した結果、以下のように判断する。

1 本件不開示決定の妥当性について

- (1) 当審議会では、本件請求文書①から④の存否について確認するため、令和2年（2020年）10月8日に、担当課である熊本県環境生活部水俣病審査課の書棚及び外付けハードディスク等の調査を同課職員立会いのもと行った。福岡高裁への意見書提出の伺い文書を確認したところ、審査請求人が開示を求めている情報に係る記載はなく、その他該当する文書の存在は確認できなかった。

また、上記調査の際に福岡高裁から送付された平成22年11月1日期日の中村医師の証人調書を確認したところ、「意見書の作成に当たりまして、まず環境省の担当の方と、どういった意見書を作成するかといった協議を行いました。その後、文面は環境省の担当の方が作成し、それを私が修正するという過程を数回行った後に完成させたものが、この意見書であります。」との記載があった。

- (2) 平成28年7月内閣府答申を確認したところ、「環境省が熊本地方法務局又は福岡法務局から受領した本件訴訟における証拠資料等の写しを特定個人A証人に対して提供していた」との記載があった。
- (3) 以上によれば、意見書作成は環境省が中心に行っていると考えられ、熊本県は中村医師と意見書作成に関するやり取りは行っておらず、本件行政文書は存在しないとする実施機関の説明に、特段不自然、不合理な点はない。

よって、実施機関が本件開示請求に対して行った、不存在による不開示決定は妥当である。

なお、審査請求人は、平成30年総務省答申における「特定県の担当者とともに特定医師Aのところへ直接出向き、特定訴訟に関して現状報告を行い、本件意見書の作成について特定医師Aの承諾を得たものである。」との記載から、熊本県は意見書作成に関わっており、実施機関が述べる不開示理由は虚偽であると主張している。そこで、当該同行の有無について実施機関に確認したところ、当時の本県担当者は、環境省の職員に同行した記憶があるが、上記出張に関する文書は存在しないとのことであった。その理由は、上記出張先は、水俣市内にある国立水俣病

総合研究センターであり、県内の宿泊を伴わない出張と考えられる。宿泊を伴わない出張の場合、出張復命は必ずしも文書で行う必要はないため、当時、口頭で出張報告を行ったものと考えられるとのことであった。

熊本県の「職員の出張の適正化について」（平成9年4月30日付け人第130号総務部長通知）によれば、宿泊を伴う旅行命令の場合には原則として文書により復命を行わせることとされており、実施機関の上記説明に特段不自然、不合理な点は認められない。

2 結論

以上により、冒頭の「第1審議会の結論」のとおり判断する。

第6 審議の経過

以下のとおり。

年 月 日	審 議 の 経 過
令和元年（2019年）11月14日	・ 諮問（第203号）
令和2年（2020年）8月26日	・ 審議
令和2年（2020年）9月23日	・ 実施機関からの説明聴取、審議
令和2年（2020年）10月8日	・ 書棚等調査
令和2年（2020年）10月28日	・ 審議

熊本県情報公開・個人情報保護審議会

会 長 馬場 啓
 会長職務代理者 徳永 達哉
 委 員 井寺 美穂
 委 員 甲斐 郁子
 委 員 詫間 幸江